

事業系一般廃棄物の 減量化・資源化の推進について

令和8年5月27日

令和8年度事業系一般廃棄物減量化・資源化推進説明会 資料

川崎市 環境局生活環境部減量推進課

本日の説明内容

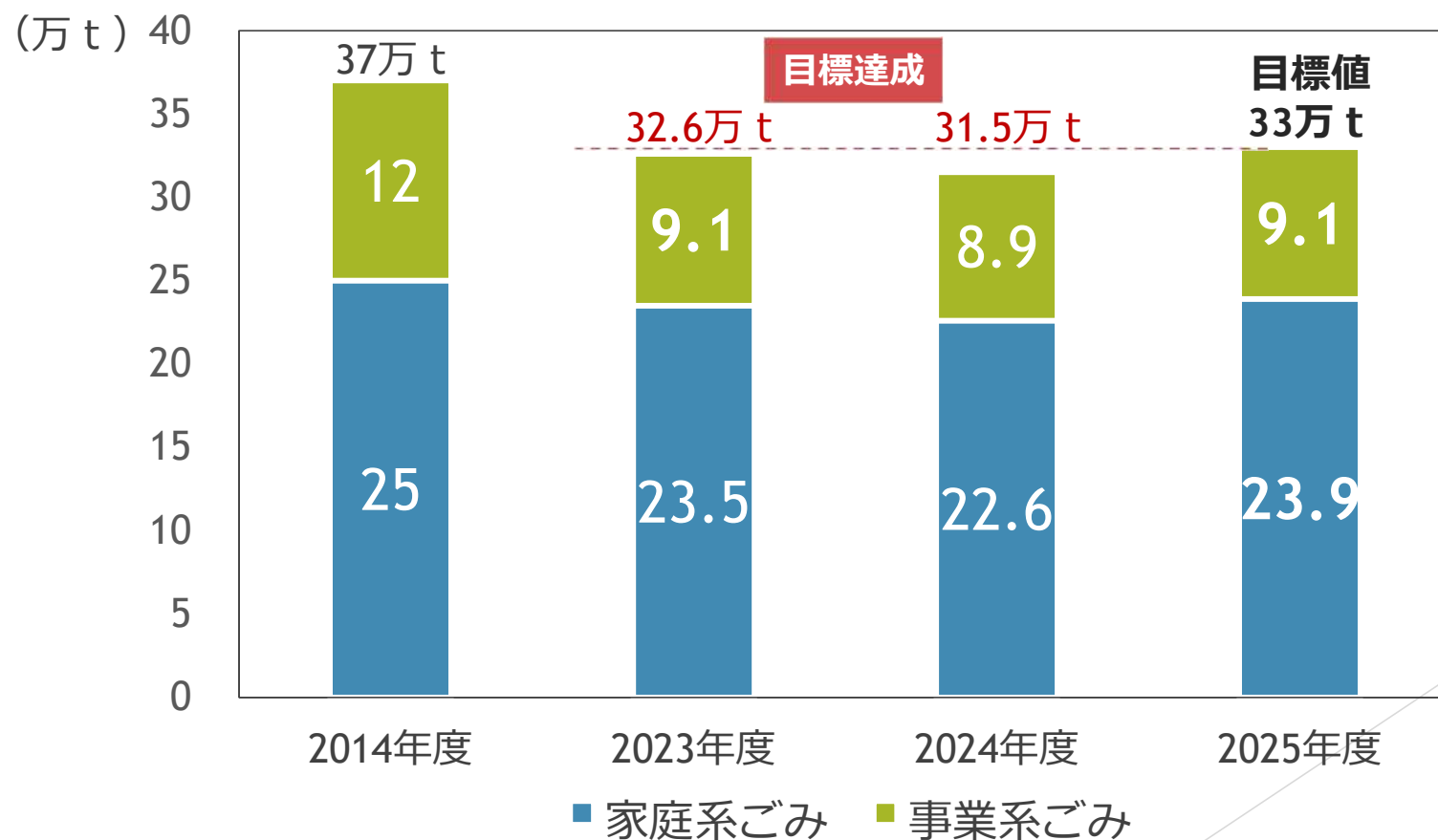
- ▶ 1 川崎市のごみの現状
- ▶ 2 減量化・資源化について
 - 2-1 減量化・資源化の概要
 - 2-2 減量化について
 - 2-3 食品ロスの削減について
 - 2-4 資源化について(紙ごみ、生ごみ、剪定枝)
- ▶ 3 事業系ごみの適正な分別について
 - 3-1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い
 - 3-2 内容審査について
 - 3-3 立入調査時に多い指摘点

1 川崎市のごみの現状

1 川崎市のごみの現状

ごみ焼却量の推移と目標値(家庭系・事業系ごみ)

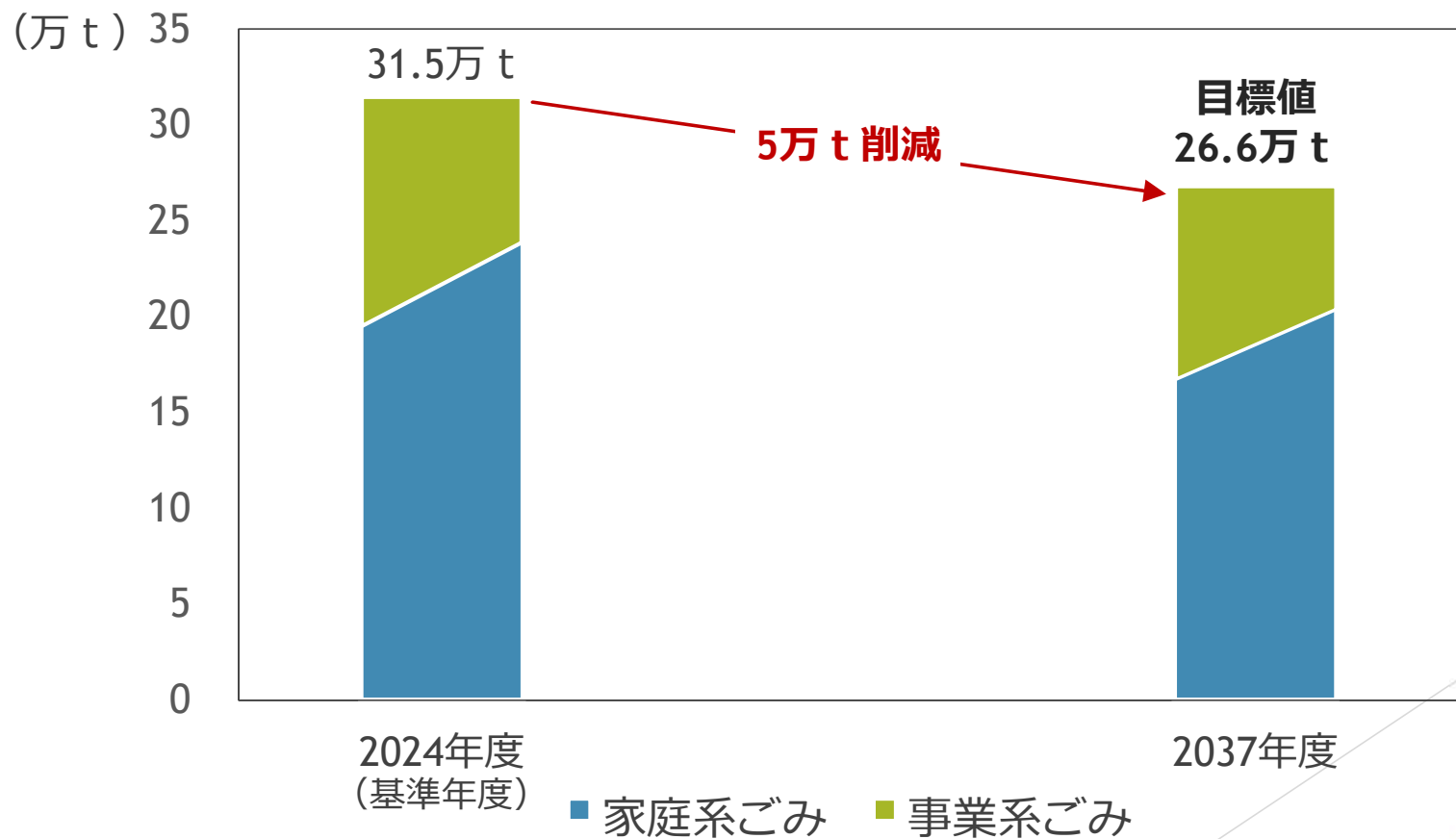
➤ 川崎市一般廃棄物処理基本計画 (2014年度～2025年度)



1 川崎市のごみの現状

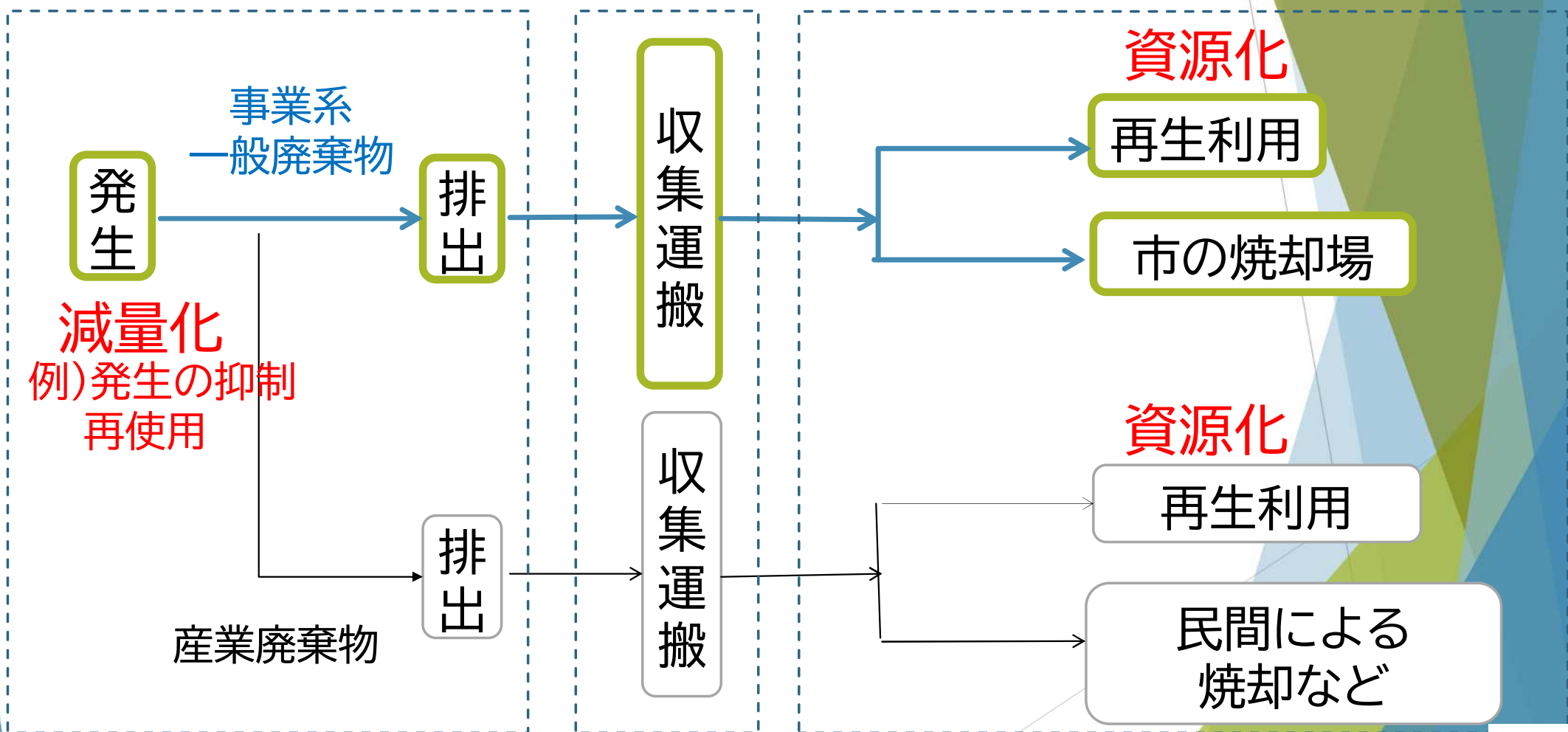
ごみ焼却量の推移と目標値(家庭系・事業系ごみ)

➤ 川崎市循環型社会形成推進計画 (2026年度～2037年度)



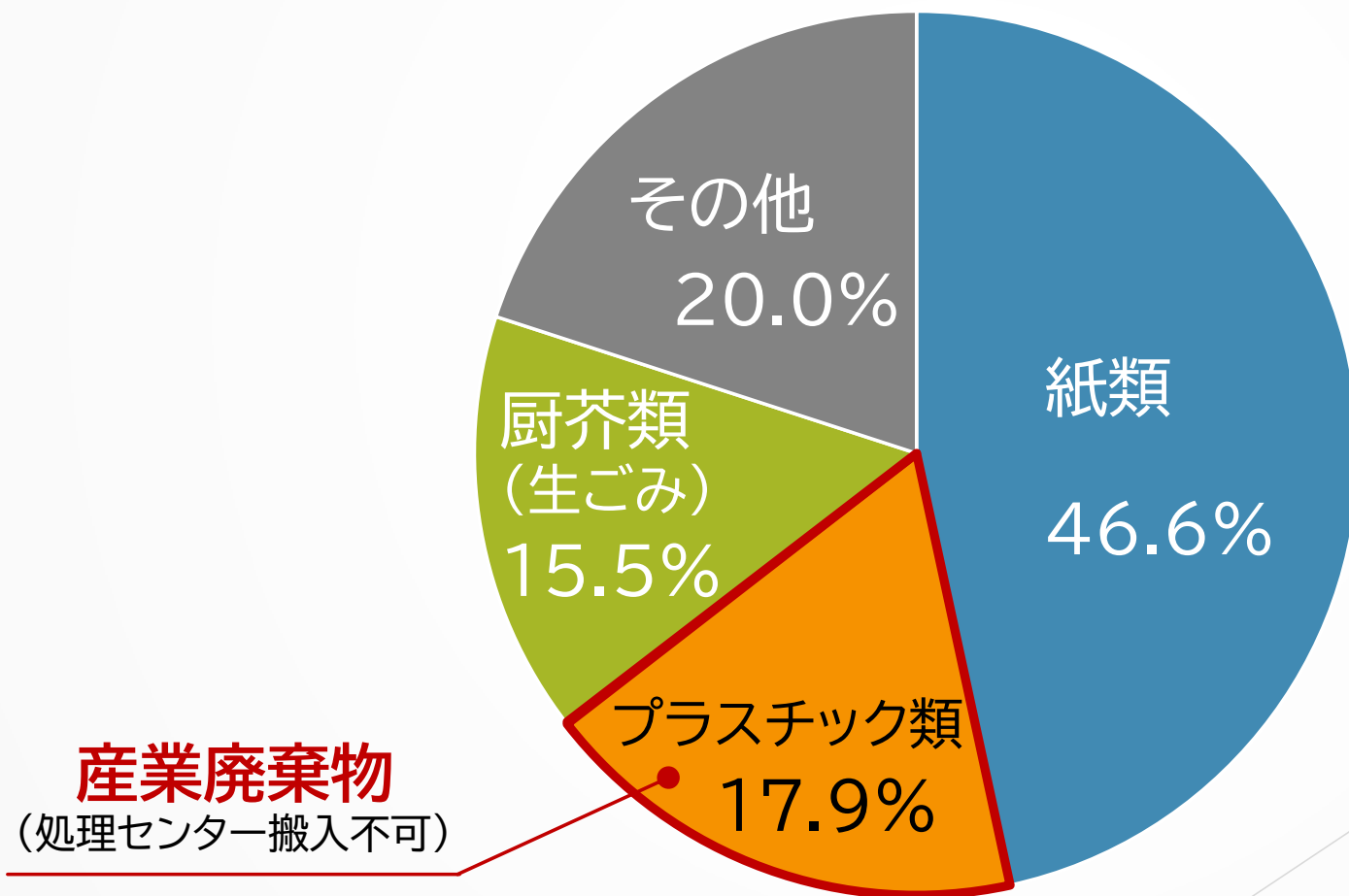
2 減量化・資源化について

2-1 減量化・資源化の概要



2-2 減量化について

焼却ごみの内訳(事業系廃棄物)(2024年度)



2-2 減量化について

紙類の減量化の取組事例

- ・両面コピーや2in1や4in1の活用
- ・裏紙の使用
- ・社内文書等の電子化
- ・会議時のタブレット等での資料確認

2-2 減量化について

生ごみの減量化

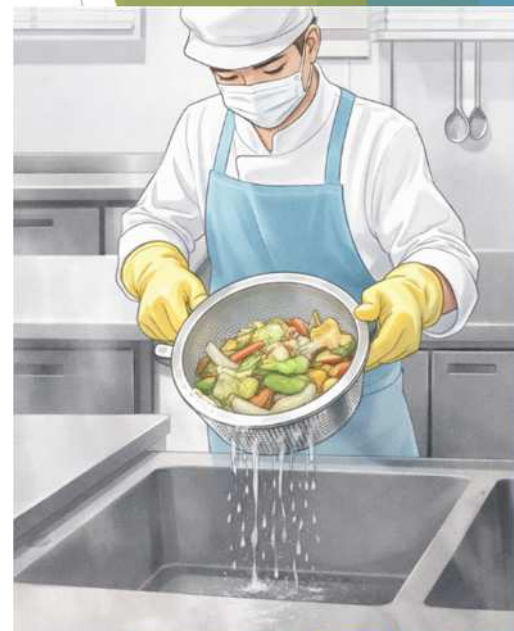
- ▶ 3きり運動(使いきり、食べきり、水きり)の実践
- ▶ 飲食店において、小盛メニュー・ハーフサイズメニューの提供
- ▶ 生ごみ処理機の活用
- ▶ 小売店におけるフードレスキューの実施
- ▶ フードバンク等の団体への寄付

2-2 減量化について

水切りの事例

望ましい取組のイメージ

- 調理くずや食べ残しは、ざる・水切りネット等で十分に水を切ってから排出
- シンク周辺やバックヤードで、日常動作の中で無理なく実施
- 排出前にひと手間加えることで、減量化と焼却負荷の低減につながります



POINT 1

水分を減らすことで
排出量の抑制に寄与

POINT 2

焼却時の負荷や
CO2排出の抑制
に寄与

POINT 3

処理料金の削減に
つながる場合がある

2-2 減量化について

小盛メニュー・ハーフサイズメニューの提供

➤ 食べ残しの削減と生ごみの減量に効果的です



2-2 減量化について

生ごみ処理機の活用

- ▶ 生ごみ処理機を置くことで減量化・資源化につながることができます。



2-2 減量化について

事業系生ごみリサイクル等協力事業者紹介制度

- ▶ 本市ではホームページで生ごみ処理機メーカーのご紹介を行っています。

川崎市 事業系生ごみリサイクル

🔍 検索



※現在の処理料金より安くなるケースもあります。

2-2 減量化について

小売店におけるフードレスキューの実施

- ▶ 例えば…売れ残りを減らすために、遅い時間に値引きシールを張るのもフードレスキューにあたります。



2-2 減量化について

フードバンク等団体への寄付

- フードバンク等、余った食品を回収し困窮世帯などへ配布をしている団体への寄付も考えられます。
- 減量推進課ではフードドライブの回収窓口として家庭からでる未利用食品の回収を行っています。



フードバンク等団体へ相談することで寄付につながる場合があります。

2-3 食品ロスの削減について

食品ロスとは・・・

⇒食べられるにもかかわらず捨ててしまっている食品の可食部分です

令和5年度推計

464万トン

年間に発生

うち事業系
食品ロス

231万トン

事業系食品ロスの発生要因(例)

- ・ 製造過程で生じる規格外品
- ・ 期限切れ等による返品食品
- ・ 新商品販売のため撤去された食品
- ・ 提供できなかった仕込み済み食材
- ・ コンビニ等で売れ残った弁当 など

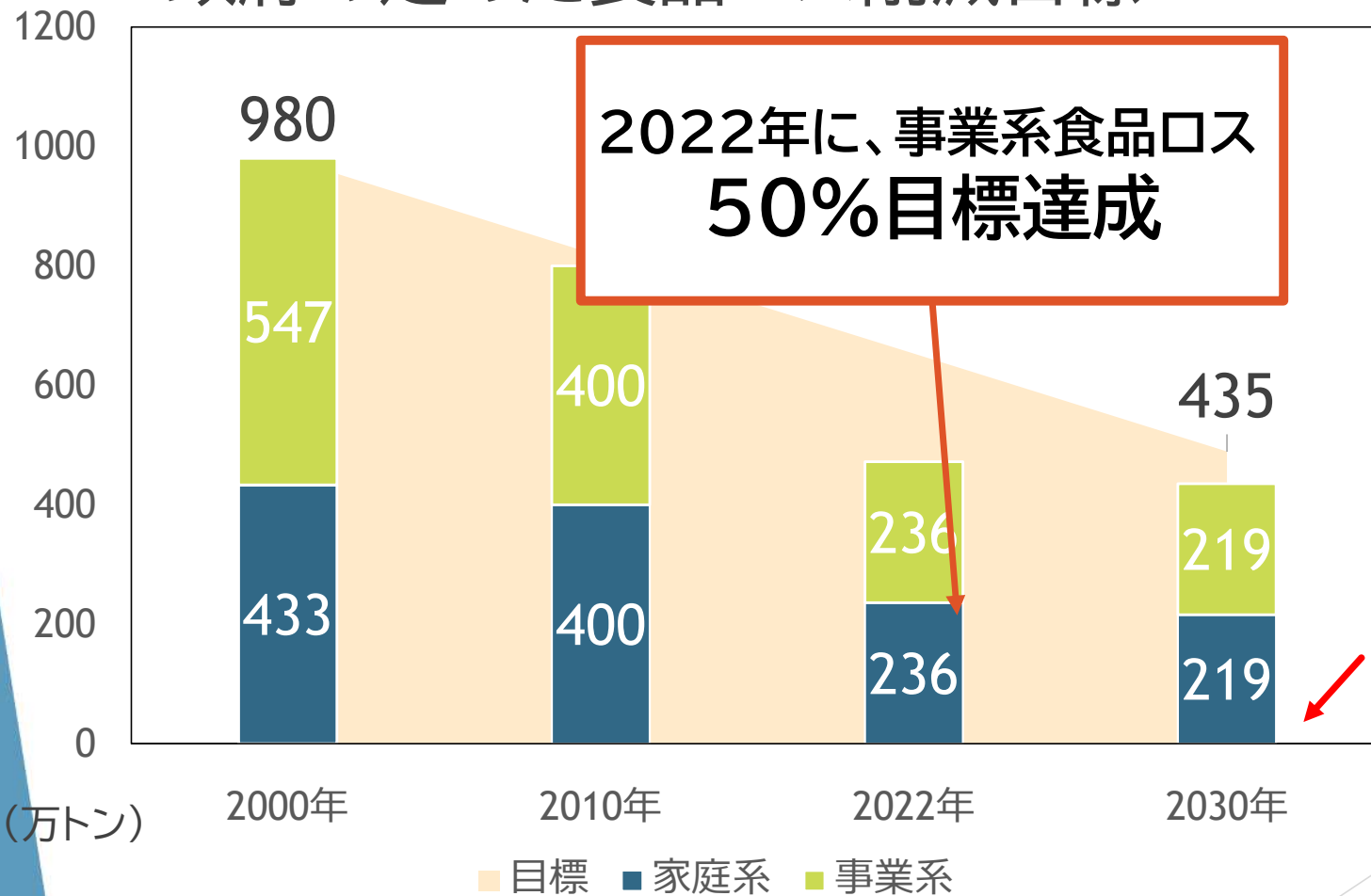
⚠️ 取り組みが進みにくい背景

- ・ 賞味期限への配慮
- ・ 衛生管理上のリスク
- ・ 事業者側だけでは対応しにくい場面

食品を提供する事業者と、
食事をする一般市民の双方の
心がけが重要です。

2-3 食品ロスの削減について

政府の定めた食品ロス削減目標



事業系食品ロス目標

今までの目標
2000年度比50%減

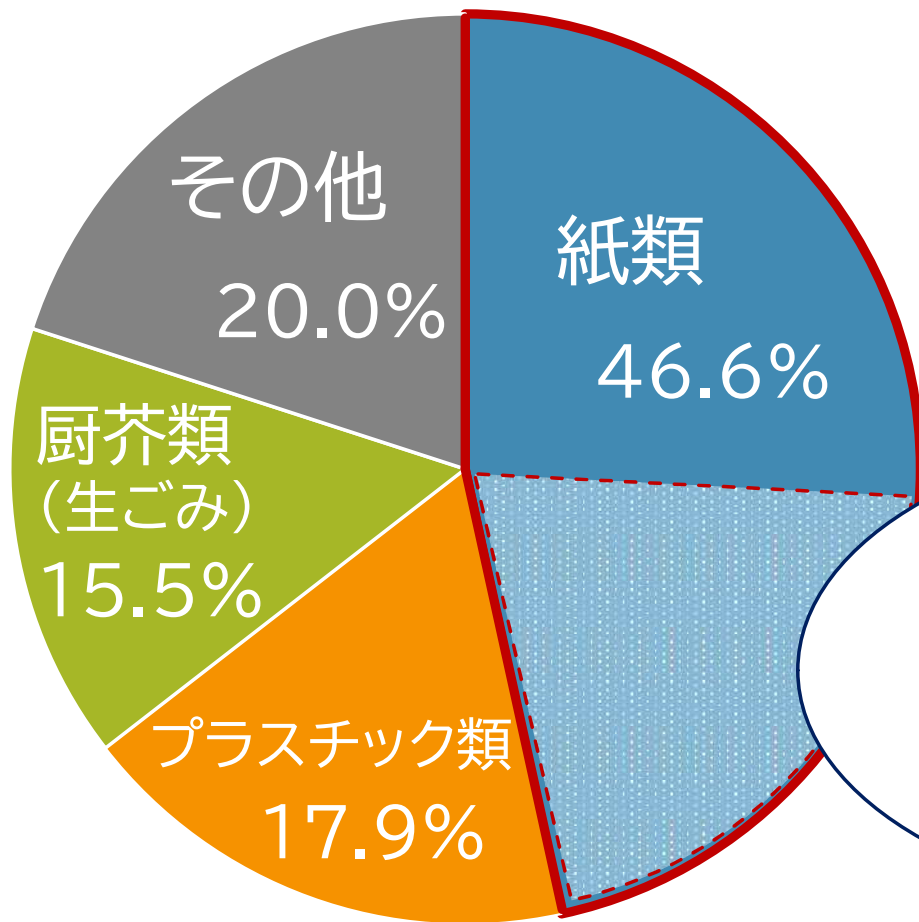
273トン

新たな目標
2000年度比60%減

219トン

2-4 資源化について

焼却ごみの内訳(事業系廃棄物)(2024年度)



紙類のうち
約45%は
資源化可能

2-4-1 紙ごみの資源化について

再生利用できる紙の例



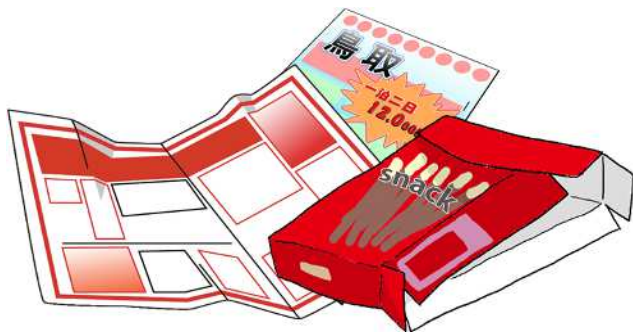
ダンボール



新聞・雑誌・紙パック



OA用紙



ミックスパーパー



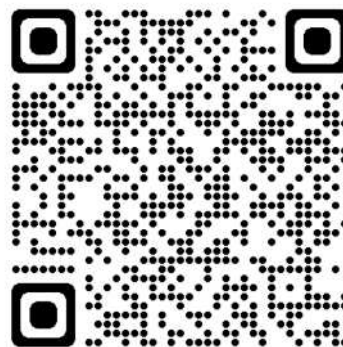
シュレッダーくず

2-4-1 紙ごみの資源化について

- ① 現在契約されている収集運搬業者に相談
- ② 川崎市のホームページで「川崎市古紙リサイクル業者一覧」を公開
 - 少量の紙ごみでも収集可能な業者や、お近くの受入業者を探すことができます。

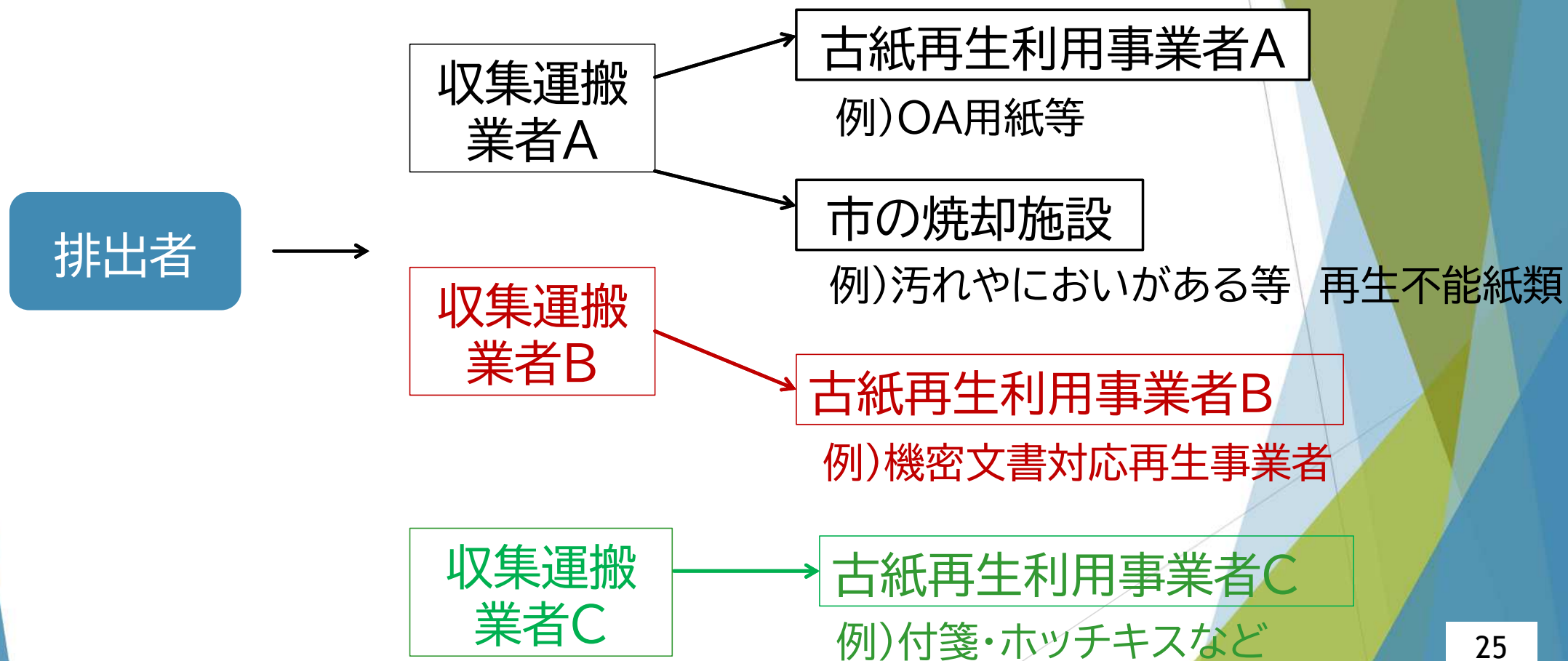
「古紙」のリサイクル

🔍 検索



2-4-1 紙ごみの資源化について

排出者による処理ルートを選択



2-4-1 紙ごみの資源化について

- 再生事業者が持つ設備は多種多様でありそれぞれの受入基準は異なります
→それらの受け入れ基準に従った分別体制の構築が重要です

ポイント

- 1 排出事業者自身が、分別するごみの種類や量を把握する。
- 2 収集運搬業者だけでなく、再生事業者ともコミュニケーションを取る。
- 3 排出の際の基準をはっきりさせ、受入基準に従った分別体制を構築する。

収集に来る業者だけでなく「処理する再生事業者」との確認が重要です

2-4-2 生ごみの資源化について

食品リサイクル法上の「登録再生利用事業者」に委託する場合

登録再生利用事業者とは・・

⇒食品循環資源の再生利用を行うリサイクル業者のうち、
優良な事業者を国が認定・登録した業者

○廃棄物処理法の特例
荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要

登録再生利用事業者

🔍 検索

(農林水産省HPに一覧表あり)

2-4-2 生ごみの資源化について

食品リサイクル法上の「登録再生利用事業者」に委託する場合

川崎市

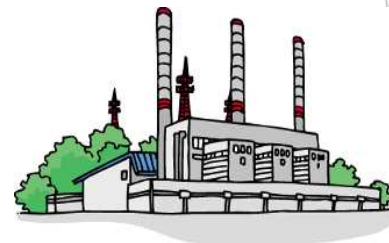
《食品関連事業者》 (運搬)



(荷積み)許可必要

B 市町村

《リサイクル業者》



(荷卸し)許可不要

川崎市内の収集運搬許可を持っている業者であれば、市外の収集運搬の許可を持っていなくても搬入が可能

2-4-3 剪定枝の資源化について

剪定枝のリサイクルのメリット

- ①受け入れ基準が市の処理センターより緩やか
- ②チップ化され、たい肥等として使われる
- ③ごみ焼却量の減量につながる

「木くず(剪定枝等)」のリサイクル 🔍 検索

3 事業系ごみの適正な分別について

3-1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

法第2条 第2項

この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

法第2条 第4項

この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物



一般廃棄物は、法律上で明確に定義されているわけではなく、産業廃棄物以外の廃棄物と定められている。産業廃棄物については、事業活動に伴って発生した、後で示す20種類のことを指している。

3-1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い

	種類	例
1	燃え殻	コークス灰、すす、焼却灰
2	汚泥	下水汚泥、研磨汚泥、排水処理汚泥など、泥状を呈するもの
3	廃油	廃重油、絶縁油、廃溶剤
4	廃酸(pH 2~7)	酸洗工程廃液、酸性メッキ廃液
5	廃アルカリ(pH 7~12.5)	アルカリ洗浄廃液、アルカリ性メッキ廃液
6	廃プラスチック類	ビニルくず、廃タイヤ、プラスチック容器

3-1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い

	種類	例
7	ゴムくず	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
8	金属くず	缶, 切削くず、打抜きくず、金属スクラップ
9	ガラスくず、コンクリートのくず 及び陶磁器くず	空き瓶、ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリート製品くず、陶磁器くず、 廃石膏ボード
10	鋳さい	スラグ、ノロ、不良鋳石、金属スラグ
11	がれき類(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他小れに類する不要物)	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、路盤材
12	ばいじん	集じん機、サイクロンなどによる捕集ダスト

3-1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い

	種類	例
13	紙くず(業種限定あり)	梱包紙、壁紙 裁断くず、印刷くず 製本くず、印刷くず
14	木くず(業種限定あり) パレット(業種限定なし)	廃木材、伐木、型枠 おがくず、加工木くず、型枠 木切れ
15	繊維くず(業種限定あり)	畳、壁布、カーペット 袋、木綿、羊毛、絹、麻等の天然繊維くず
16	動植物性残さ(業種限定あり)	鳥、獣、卵の殻、食品製造かす、羽毛、 醸造かす
17	動物系固形不要物(業種限定)	牛、馬、豚、その他食鳥など
18	動物のふん尿(業種限定あり)	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿

3-1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い

	種類	例
19	動物の死体(業種限定あり)	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体
20	1~19を処分するために処理したものであり、これらの廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固形化物

3-2 内容審査について

市の処理センターに持ち込まれたごみを、受入基準に照らし、適正なものであるかどうかを判断するためにピット前で審査を行います。

①内容審査機(ベルトコンベア)への誘導、ごみの展開



3-2 内容審査について

②かぎ棒などで袋を破りながら確認・ピックアップ



3-2 内容審査について

③中身の確認、撮影、運転手への指導



3-2 内容審査について

④排出事業者への立入・指導

⇒悪質な場合は、必要に応じて排出事業者へ立入り指導を行う。

混入の多い産業廃棄物(廃プラスチック類)の例



3-3 排出事業者への立入調査時に多い指摘点

➤ 一般廃棄物への産業廃棄物の混入

汚れているプラスチックや、PTPシート、お弁当がらなどの産業廃棄物（廃プラスチック類）に該当するものの混入が多く見受けられます。

➤ リサイクル可能な紙のリサイクルについて

指摘ではなく協力依頼となりますが、リサイクル可能な紙ごみのリサイクルに協力していただくよう、お声がけさせていただいております。

その他一般廃棄物の詳細に関しては減量推進課(044-200-3436)に、
産業廃棄物の詳細に関しては、廃棄物指導課(044-200-2596)へ
お問い合わせください。